

北方領土問題の解決促進等に関する提言

島根県竹島の領土権の早期確立に関する提言

尖閣諸島を巡る問題の解決促進等に関する提言

令和7年11月

全国離島振興都道府県議会議長会

北方領土問題の解決促進等に関する提言

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方領土の返還実現は、戦後残された最大の国家課題であり、国民の長年にわたる悲願である。

しかし、戦後80年の節目の年を迎えた今もなお、北方領土は返還されず、日露両国間に平和条約が締結されていないことは誠に遺憾である。

北方領土問題を解決し平和条約を締結することは、両国間の関係の正常化のみならず、国際社会の平和と安定に大きく貢献するものである。

父祖伝来の地として受け継いできた北方四島を追われた元島民は、既に7割を超える方々が亡くなられ、存命の方々の平均年齢も89歳を超えるなど高齢化が進んでいることから、一刻も早い領土問題の解決が望まれている。

そのような中、ロシアによるウクライナ侵略によって日露関係は厳しい状況にあり、平和条約交渉や四島交流等事業などの今後を見通すことは難しい状況が続いている。

よって、国においては、北方領土の早期返還の実現を求める国民の総意と心情に応え、領土問題を解決して平和条約を締結するという基本方針の下、外交交渉を継続するとともに、特に次の事項について適切な措置を講ずるよう提言する。

記

- 1 国民世論の更なる結集と高揚及び国際世論の喚起を図るとともに、北方領土教育の充実をはじめ青少年対策の一層の強化や内閣総理大臣による北方領土視察の実現、啓発施設の充実など返還要求運動を一層推進すること。
- 2 元島民とその後継者にとって四島の地に立つことができる唯一の機会である四島交流等事業（北方墓参・自由訪問・四島交流）の一日も早い再開に向け、日露政府間での協議が進展するよう取り組むこと。
また、元島民の高齢化を踏まえた航空機墓参の恒常化、希望する四島内の墓地等への確実な訪問、墓地調査及び標柱等の修復・保全や墓地周辺環境整備を行うこと。
- 3 平和条約の締結に向けた重要な一歩となり得る共同経済活動の協議を継続するとともに、特惠制度による国内及び第三国の企業等からの北方四島への投資などが行われないう働きかけること。

島根県竹島の領土権の早期確立に関する提言

竹島は歴史的にも国際法上も、島根県隠岐郡隠岐の島町に属する我が国固有の領土であるが、韓国は警備隊員の常駐や施設構築などにより70年以上にわたって不法に占拠してきた。これらは法的な正当性を有するものではなく、決して容認できない。

また、平成24年8月には韓国大統領が日本国政府の要請を無視し、竹島への不法上陸を強行した。

その後も、竹島周辺での防衛訓練や射撃訓練、さらには、国会議員団の上陸を実行するなど、韓国は竹島への実力支配を強めようとしている。

領土問題は国家、国民にとって基本的な問題であり、どのような場合であっても国際法に従い平和的に解決されるべき事柄であることから、竹島の領土権の早期確立に向け、特に次の事項につき適切な措置を講ずるよう提言する。

記

- 1 竹島の不法占拠を既成事実化しようとする韓国の動きに対して、断固たる決意と毅然とした姿勢で嚴重なる抗議を重ねるとともに、我が国の主張の正当性を国際世論に訴え、国際司法裁判所への単独提訴などにより平和的な解決を図ること。
- 2 「竹島の日」の閣議決定や政府主催による「竹島の日」式典の開催、さらには、隠岐の島町への国の広報啓発施設の整備や全国各地での啓発展示等を実施するなど、国民への積極的な広報啓発を行うこと。
- 3 竹島に関する国の調査研究機関を設置し、調査や資料の収集・保存、若手研究者の育成など研究体制を強化すること。
- 4 国民の領土に対する正しい知識を深めるため、学校教育において、竹島問題を積極的に扱うよう取組を強めること。

尖閣諸島を巡る問題の解決促進等に関する提言

尖閣諸島は、日本政府が国際法上正当な手段で明治28年1月に日本の領土に編入して以来、国際法体系の中で一貫して日本領土として扱われ、また、漁業や林業、かつおぶし工場が営まれてきた経緯もあり、我が国が有効に支配している我が国固有の領土であることは疑問の余地がないところである。

しかしながら、尖閣諸島周辺海域においては、中国海警局の公船が領海内への侵入を繰り返し、同海域において他国の船舶を排除するために武器使用を容認する海警法を令和3年2月1日に制定するなど、周辺で操業を行う日本の漁業者に対しこれまでにない大きな脅威と不安を与えている。

よって、国におかれては、宮古・八重山地域の住民をはじめ国民の生命及び安全並びに領土・領海を守る立場から、特に次の事項につき適切な措置を講ずるよう提言する。

記

- 1 尖閣諸島及び周辺海域が、歴史的にも国際法上も我が国固有の領土及び領海であることを、中国政府をはじめ、国際社会へ明確に示すこと。
- 2 海洋法に関する国際連合条約に違反する海警法の制定及び中国による日本漁船への度重なる威圧行為に対し強く抗議するとともに、尖閣諸島周辺の領海・排他的経済水域における安全確保について適切に取り組むこと。
- 3 平成26年11月7日の「日中関係改善に向けた話合い」の合意事項を尊重しながら、日中両国間の緊張をエスカレートさせることがないよう、歴史的事実と国際法にのっとり、冷静かつ平和的な外交交渉で問題の解決を図ること。

